

にじいろ国際協同組合

〒312-0063 茨城県ひたちなか市田彦999-43大高ビル1F

☎ 029-212-8887 ☐ info@nijiiro-oct.com

<https://nijiiro-oct.com>



かわら版



実習生の人権保護について

技能実習制度は、人を育て、人を尊重する制度です



「人権保護の責任」

があります

技能実習制度は、単なる労働力確保の制度ではなく、**技能・技術・知識の移転を通じた国際協力**を目的とする制度です。

そのため、実習実施者は、技能実習の適正な実施および技能実習生の保護について、**技能実習を行わせる者としての責任を自覚しなければならない**とされています。以下のようないくつかの点に十分な配慮が必要です。

- ・日本人労働者と同等以上の報酬の支払い
- ・法令を遵守した労働時間・休日・休暇の確保
- ・暴言・暴力・威圧的指導などのハラスメントの禁止
- ・私生活や人格を不当に制限する行為（外出制限、パースポーツ預かり等）の禁止

「安心して相談できる環境」

を整えて下さい

技能実習生は、言語や文化の違いから、問題があつても声を上げにくい立場にあります。

そのため、実習実施者には、技能実習生が**不利益を受けことなく相談できる環境**を整える努力が求められます。

- ・困りごとを相談できる担当者の明確化
- ・監理団体との連携
- ・不当な扱いを受けた場合には是正される仕組みの構築

これらは、技能実習生の保護だけでなく、実習実施者自身のリスク管理にもつながります。



技能実習法に違反した場合、改善命令や実習認定の取消し公表などの厳しい措置が取られることがあります

よく聞く労働施策総合推進法とは？ (パワーハラスメント防止法)

労働施策総合推進法とは、職場におけるパワーハラスメントをはじめとする各種労働問題の防止や、誰もが安心して働く環境づくりを目的とした法律です。

労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止法）は、技能実習生を含むすべての労働者を保護の対象とし、企業に防止に向けた取り組みを求めています。

国籍や在留資格の違いを理由に、パワーハラスメントが容認されることはありません。言葉や文化の違いを背景にした過度な叱責などは、指導のつもりであっても、パワーハラスメントに該当する可能性があります。

一方で、実習生を受け入れる現場では、意思疎通の難しさや指導方法に悩む声も少なくありません。

ぜひ、実習生に対し社内方針の共有や研修の実施、相談しやすい窓口の整備、多言語資料の活用などをご検討ください。現場の不安を和らげる助けとなるはずです。

■監理団体からのお知らせ■

茨城県の大井川和彦知事は、本年度から4年間を対象とする総合計画案の中で、働き手不足への対策として「外国人材の確保」を掲げています。外国人が長期的に働く環境づくりを進める方針です。

企業様にとっても良好な受入環境が整うことを当組合も強く期待しています。

